

審査会回答 第 26 号
平成 21 年 12 月 28 日

千葉県選挙管理委員会
委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）
平成 20 年 10 月 6 日付け千選管第 402 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第 1 事案名

意見照会第 27 号

平成 20 年 9 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 20 年 8 月 21 日付け千選管第 257 号で行った却下決定（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第 2 回答内容

1 結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 理由

（1）本件処分にいたる経緯について

ア 本件処分に係る行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載（以下「件名又は内容欄の記載」という。）は「安房郡鋸南町の国保会計で粉飾決算があったことがわかる一切の書類（国保料や基盤定安負担金の水増し請求に関する書類も含む。）」というものである。

イ 実施機関は、件名又は内容欄の記載からは本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成 20 年 8 月 8 日付け千選管第 204 号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成 20 年 8 月 16 日付けの回答書が平成 20 年 8 月 18 日に提出された。

ウ 「回答書に記載された内容は

1. 「粉飾決算があったことが」です。
2. 「基盤安定負担金」を「基盤安定負担金」へ訂正する。
3. その他（１）千葉県監査委員部局からは補正要求はない。
（２）以下の文章を補足説明として追加する。

『(鋸南町が同町の国保会計で剰余金の積立てをしないで黒字を繰越金のままにし、赤字決算を黒字決算にしていたこと)を記載した行政文書も含む。』

というものであった。

実施機関は、回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されないと判断し、本件処分を行った。

(2) 審査会の判断について

当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び回答書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の国民健康保険特別会計が粉飾決算しているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であることが認められ、回答書によっても、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。